

# 東京浅草中央ロータリークラブ

【週報】平成18年4月26日発行

第986回例会 第972号

会長:中村 義英 副会長:長沼 一雄 幹事:片岡 邦夫 会報委員長:藤野 勝彦

## <2005-2006年度テーマ>

・超我の奉仕 ・超我の奉仕 ・20周年を迎えて、更に大きく『愛』の輪を	RI会長 カール・ウィルヘルム・ステンハマー 2580地区ガバナー 古宮 誠一 クラブ会長 中村 義英
今日の卓話 「超我の奉仕を元氣から」 立教大学コミュニティ福祉学部 非常勤講師 藤井陽江 様 紹介者:上原 洋一 君	◎次回卓話予定(5月10日) 「アルミの話」 元軽金属製品協会 顧問 三田郁夫 様 紹介者:上原 洋一 君

## <5月の卓話予定表>

5月3日	休日(祭日)	
10日	第1例会・誕生日	「アルミの話」 元軽金属製品協会 顧問 三田郁夫 様
17日	第2例会・出席100%	「食環境を考える」食工房・ミイロ 代表 高井瑞枝 様
24日	夜間例会	「癒しの瞑想」 ストラ鑑定学「南の会」 代表 南 水蓮 様
31日		「福祉と宗教」 淑徳大学学長・立正大学名誉教授 長谷川匡俊 様

## [平成18年4月19日 第985例会の記録]

### 【会長報告】<中村会長>

4月はロータリーの雑誌月間ということで、先日地区会長会議で会員の皆さんに「ロータリーの友をしっかりと読んで下さい」とのお願いをして下さいと言われました。【ロータリーの友】は年間 1,365,400部の発行をしているとの事です。当に超ベストセラーの雑誌です。機関誌と言う事で”おもしろさ”に欠ける所もありますが、日本国中のロータリアンが情報や思いを共有出来る様な編集を心がけているとの事ですので、どうか【ロータリーの友】を念入りにお読み頂きます様、お願い申し上げます。

### 【幹事報告】<片岡幹事>

今月の最終例会(26日)は夜間例会ではありません。お間違いの無い様出席をお願い致します。  
5月24日、6月28日は夜間例会です。

### 【理事会報告】

出席者(理事・役員) : 中村義英、長沼一雄、柿沼常夫、永井健一、須藤 宰、大塚 清  
(役員) : 幹事/片岡邦夫、会計/長堀映二、SAA/斎藤彰悟

### 【審議事項】

- 3月度会計報告承認
- 次年度各委員会への引継ぎについて  
本年度の各委員長の主導で次年度各委員長との引継ぎを、出きれば4月中に行い、その結果を記録して幹事に報告する。
- 来月の理事・役員会で会計システムの変更について検討する。

来訪者数	例会出席報告	会員出席率
ゲスト1名 ビジター 4名	第985例会	総数49名, 出席34名, 欠席12名, 出席率 73.91%
	第983例会	修正変更/3名欠席 出席率93.48% (免除 2名・休会1名)

## ニコニコボックス

■植木君 本日卓話をお願い致しました梶原さんをご紹介します。 ■天笠君 今年は桜の花見も楽しみました。先日、甲府の桃の花見も楽しみました。これから、亀戸天神の藤の花を楽しみたいと思います。健康ということは幸せです。	■長谷川君 沢山のバラの花束を頂き、家内共々感謝しております。 仲良く、健康に、皆さんも———— ■上野、松崎、宮村、斎藤、井田、岩戸、中村、藤田、山尾、吉沼、宮沢、古谷君 梶原徳二様、本日の卓話楽しみにしております。
--	---



### ●中小企業の現状と国民経済的役割

本社規模では・・・会社数：150万社(大会社;12,000社)

常用雇用者数：2,000万人(大会社;1,140万人)

支店・営業所・工場等を含めた規模では

全事業所数：566万事業所(大事業所;45,000箇所)

全従業者数：4,200万人(大事業所;1,070万人)

この数字からも日本経済の二重構造が見られるが、大企業は資金・設備・海外への

展開・規模の格差に於いて優位に立っている。別の視点から中小企業と大企業の従業員一人当りの生産性を見ても、政府は両者の格差は縮小しているとしているが、一部の業態を例外とすれば、労働生産性においては2.2～2.5倍、労働装備率においては3.86～4.95倍と大企業は圧倒的に優位にある。(資料1:12頁参照)

現在、中小企業は生産性において劣り、利益を挙げられていない。社長の頑張りで成り立っているのが実状である。

### ●中小企業の定義と国の【責務】としての支援策

先の格差を縮小してゆくためにも中小企業の育成は必要であり、＜中小企業基本法＞があり、中小企業の存続を認め育成を支援ことが記されている。

中小企業はわが国経済の基盤を形成し、経済活力の維持・強化に果たすべき重要な役割を有する。

- ・中小企業経営の革新と創業の促進
- ・経営基盤の強化
- ・経済的・社会的環境への適応
- ・資金の円滑供給と自己資本の充実

新・中小企業基本法において大切なのは第23条で一般の銀行が貸しにくい中での融資のための政策である。歩積両建により実質的には高金利になっている。

第23条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ●中小企業の育成・強化のために国が金融機関に行う政策

大きな目標は国益

政府系金融機関の存在価値

民間金融機関の恣意的な金融取引に対する適正な指導であるが、小泉政権の行政改革の推進により

### ●政府系金融機関の改革

中小企業向け政策金融に対する「廃止論」と中小企業経営者からの反論(資料3を参照)

平成14年12月13日 経済財政諮問会議の改革方針提示による金融機関の縮減、金額規模の半減

平成17年11月29日 政府与党による改革基本方針の決定

平成20年度からの実施に向けて統廃合・再編成が進む

現在8つの政府系金融機関を1～2に縮小統合して行くに当たり、貸し出しの書き換え等は積極的にはしないように指導が出ている。しかし、こちらから出向けば喜んでやってくれます。もしも、取引をするのであれば今がチャンス。法が施行されると果たしてどうなるか。